

■ 現行計画における都市機能誘導区域、誘導施設の検証

1. どのような機能を誘導するか？(現行計画の都市機能誘導施設の検証)

1-1. 都市機能誘導施設とは

誘導施設(都市機能誘導区域に集約すべき施設)は、将来の人口減少・超高齢社会において、**居住者の生活利便性を維持**するために、**都市機能誘導区域内に維持・確保する日常生活に必要な施設(都市機能)**です。

1-2. 本市で定める誘導施設

■市として都市機能誘導施設に**設定する**施設

機能	誘導施設	設定理由
①商業機能	売場面積が 3,000 m²以上の商業施設	市内外からの利用 が想定されるため、利用者のアクセス性を考慮
②医療機能	病院 (内科または外科を有するもの)	市内外からの利用 が想定されるため、利用者のアクセス性を考慮
③子育て機能	子育て支援センター	1施設で 市全域 をカバーすることが想定されるため、利用者のアクセス性を考慮
④金融機能	・銀行 ・信用金庫 ※ATMコーナーは 除く	日常生活における現金の引き出し、決済、融資等の窓口業務を行うため、利用者のアクセス性を考慮
⑤行政機能	・庁舎(国、市) ・市の施策として立地の方向性が示された施設	1施設で 周辺市町を含めた広域 をカバーすることが想定されるため、利用者のアクセス性を考慮
⑥教育・文化機能	・県立中学校 ・大学 ・高等学校 ・学術研究機関	市内外からの通学 が想定されるため、通学者のアクセス性を考慮
	・文化ホール ・基幹図書館 ・体育館	全市民による利用 が想定され、1施設で市全域をカバーすることが想定されるため、利用者のアクセス性を考慮

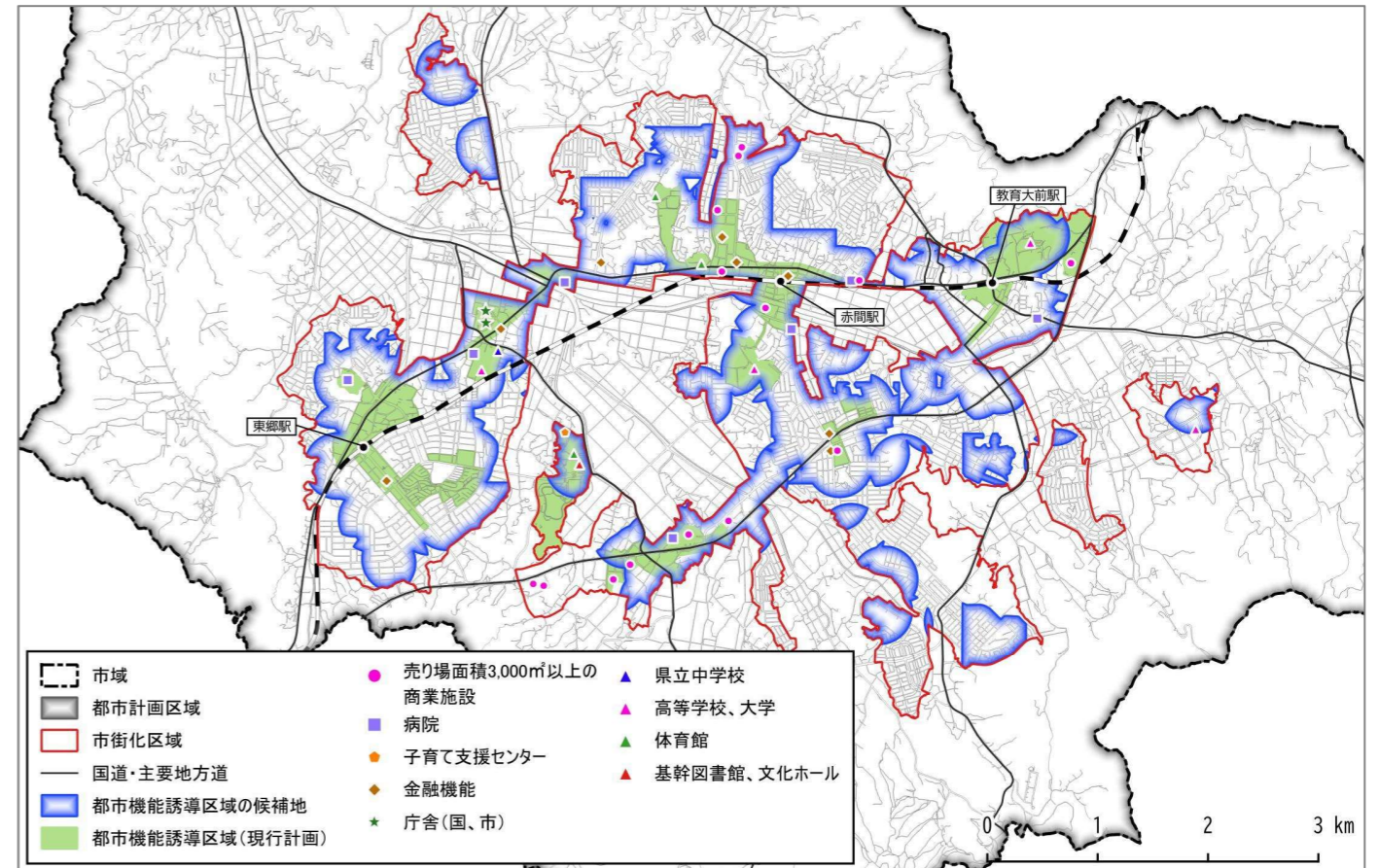
■市として誘導施設に**設定しない**施設

・**市全域に立地していることが望ましい施設は都市機能誘導施設には設定しない**

機能	施設
A: 商業機能	売場面積が 3,000 m²未満 の商業施設 ※食品スーパー、コンビニなどは、 日常生活において、必要最低限の施設であり、都市機能誘導区域外での立地を要すると考えるため、誘導施設への設定を行いません。
B: 医療機能	診療所 (内科または外科を有するもの)
C: 介護福祉機能	・小規模多機能施設 ・短期入所施設 ・通所介護施設 ・訪問介護施設
D: 子育て機能	・保育所 ・幼稚園 ・認定こども園
E: 金融機能	・郵便局 ・農協 ・漁協
F: 教育・文化機能	・市立小学校 ・市立中学校 ・図書館(分館)

都市機能誘導区域の候補地と誘導施設の立地箇所

○下図の通り、本業務において、最新のデータに基づき、施設設定の検証を実施したところ、概ね誘導施設は都市機能誘導区域の候補地や現行の誘導区域に含まれています。



1-3. 関連計画で位置付けられた都市機能の誘導方針の反映

公共施設などの都市機能は、市の関連計画に位置づけた上で施設整備を図るため、**関連計画に位置づけられた時点で、当該施設整備方針に適合するように誘導施設として設定**します。

公共施設の統合計画などについて、**具体的な施設配置が決定した時点で、誘導施設として設定を行いますが、現在、関連計画による位置づけがある都市機能はありません。**

また、都市機能のうち、「行政機能」、「子育て機能」、「教育・文化機能」は、市の関連計画で位置づけられた際に、誘導施設としての設定の検討や追加を行います。

2. どこを区域にするのか？(現行計画の都市機能誘導区域の検証)

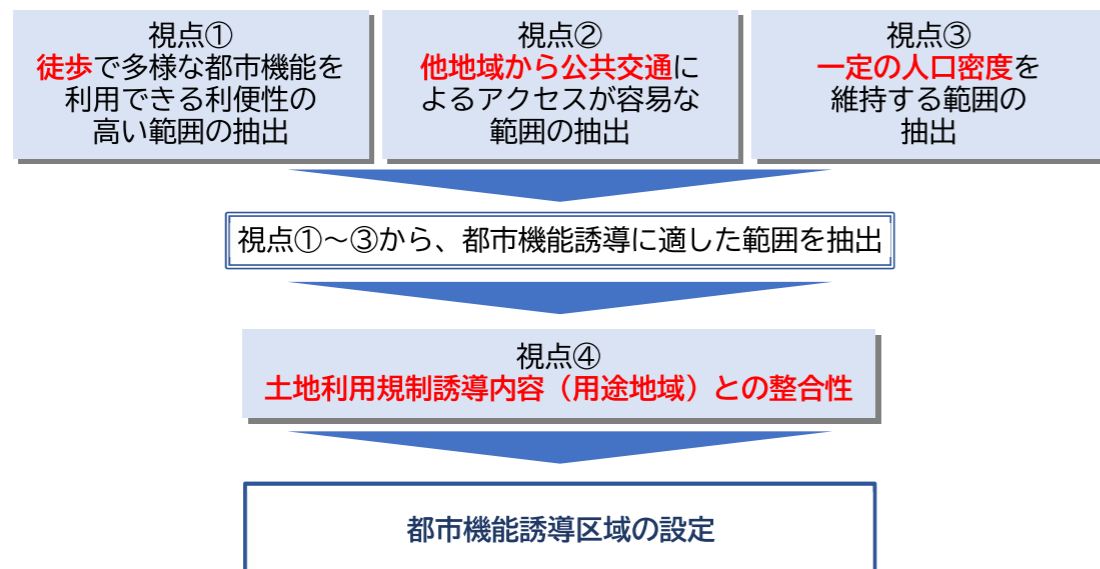
2-1. 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域とは、**都市機能**を各拠点(中心拠点や拠点、地域拠点、特定機能広域連携拠点)に**誘導し集約**することにより、各都市機能によるサービスの効率的な提供を図る区域です。

2-2. 都市機能誘導区域設定の視点

視点
<p>視点① 徒歩で多様な都市機能を利用できる利便性の高い範囲の抽出 多様な都市機能の集約を図るには、既存の都市機能を徒歩で利用できる範囲への施設誘導が効率的であるため、各都市機能の徒歩圏域が複数重なる利便性の高い範囲を抽出します。</p>
<p>視点② 他地域から公共交通によるアクセスが容易な範囲の抽出 人口が減少する中で、都市機能の利用者を確保し施設を存続するには、施設近隣だけでなく他地域からの利用者を確保する必要があるため、現況及び将来において交通結節点や公共交通へのアクセス性が高い範囲を抽出します。</p>
<p>視点③ 一定の人口密度を維持する範囲の抽出 一定の人口密度のある区域は、将来においても人口密度を維持するために居住誘導区域として検討します。人口密度は人口集中地区の基準の一つである人口密度 40 人/haを条件とします。</p>
<p>視点④ 土地利用規制誘導内容(用途地域)との整合性 都市機能の誘導には、都市機能が立地可能な環境が必要であるため、視点①～③で抽出した範囲と土地利用規制誘導内容(用途地域)の整合性を勘案して、都市機能誘導区域を設定します。 なお、良好な居住環境が形成され、将来の人口集積が予測される地域では、都市機能の充実を図るため、土地利用規制誘導内容(用途地域)変更の必要性を踏まえた上で、都市機能誘導区域を検討します。</p>

【都市機能誘導区域設定フロー】



視点① 徒歩で多様な都市機能を利用できる利便性の高い範囲の抽出

○下記に示す、複数の都市機能の圏域(無理なく歩ける距離※)に含まれる箇所を抽出
※無理なく歩ける距離として、「90%の人が抵抗を感じない徒歩距離が 300m」という調査結果を使用しています。(出典:バスサービスハンドブック、土木学会)

行政機能	市役所、行政センター、総合庁舎、総合複合施設
医療機能	総合病院、診療所
介護福祉機能	小規模多機能施設、短期入所施設、通所介護施設、訪問介護施設
子育て機能	子育て支援センター、認可保育所、認定こども園、幼稚園
商業機能	スーパーマーケット、ディスカウントストア、ドラッグストア、ホームセンター、専門店、コンビニエンスストア
金融機能	銀行、信用金庫、農協、漁協、郵便局
教育機能	市立小学校、市立中学校、県立中学校、義務教育学校(大島学園)、高等学校、大学
文化機能	図書館、市民ホール、コミュニティ・センター、体育施設、総合公園

視点② 他地域から公共交通によるアクセスが容易な範囲の抽出

○駅及びサービス水準の高いバス路線を利用しやすい範囲を整理し、公共交通によるアクセスが容易な範囲(=基幹的公共交通利用圏)を抽出
<基幹的公共交通利用圏>
鉄道駅 800m圏域かつ 30 本/日以上(平日)運行しているバス路線のバス停 300m圏域

視点③ 一定の人口密度を維持する範囲の抽出

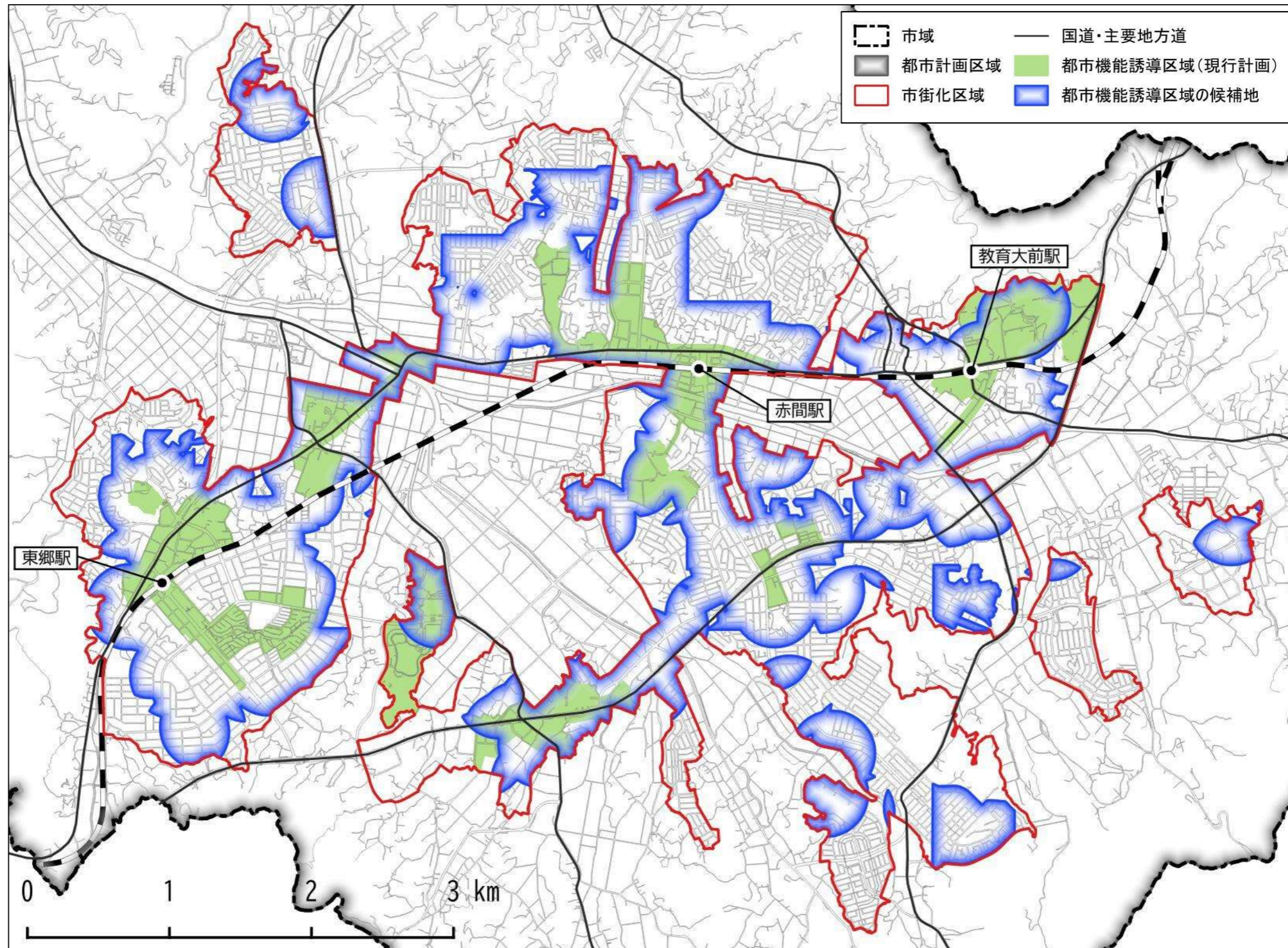
○R2 時点の DID 区域かつ R27 時点で 40 人/ha 以上の人口密度が想定される箇所

視点④ 用途地域との整合性

○視点①～③により抽出される都市機能誘導に適した範囲と用途地域の整合性を勘案(用途地域内において視点①～③に含まれる範囲)

検証結果：『次期計画における都市機能誘導区域の候補地』と『現行の都市機能誘導区域』との比較

下図の通り、最新のデータに基づき、**区域設定の検証**を実施したところ、概ね**現行の誘導区域**は候補地に含まれるため、現行計画の誘導区域を踏襲します。



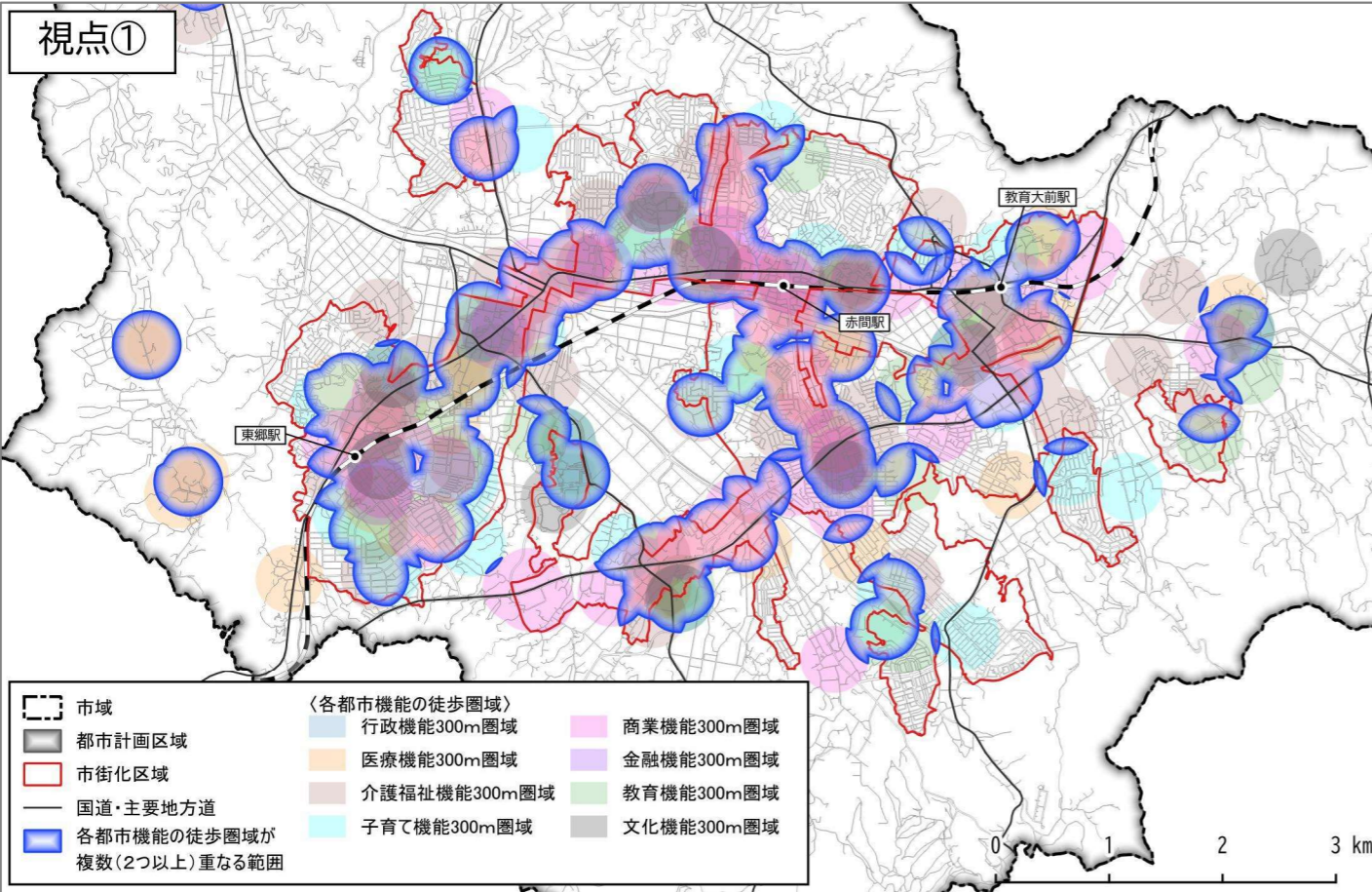
3. どの区域にどの各都市機能を誘導するのか？(各拠点の誘導施設の設定)

●:誘導施設 △:市の施策に基づき適宜誘導施設への設定を検討

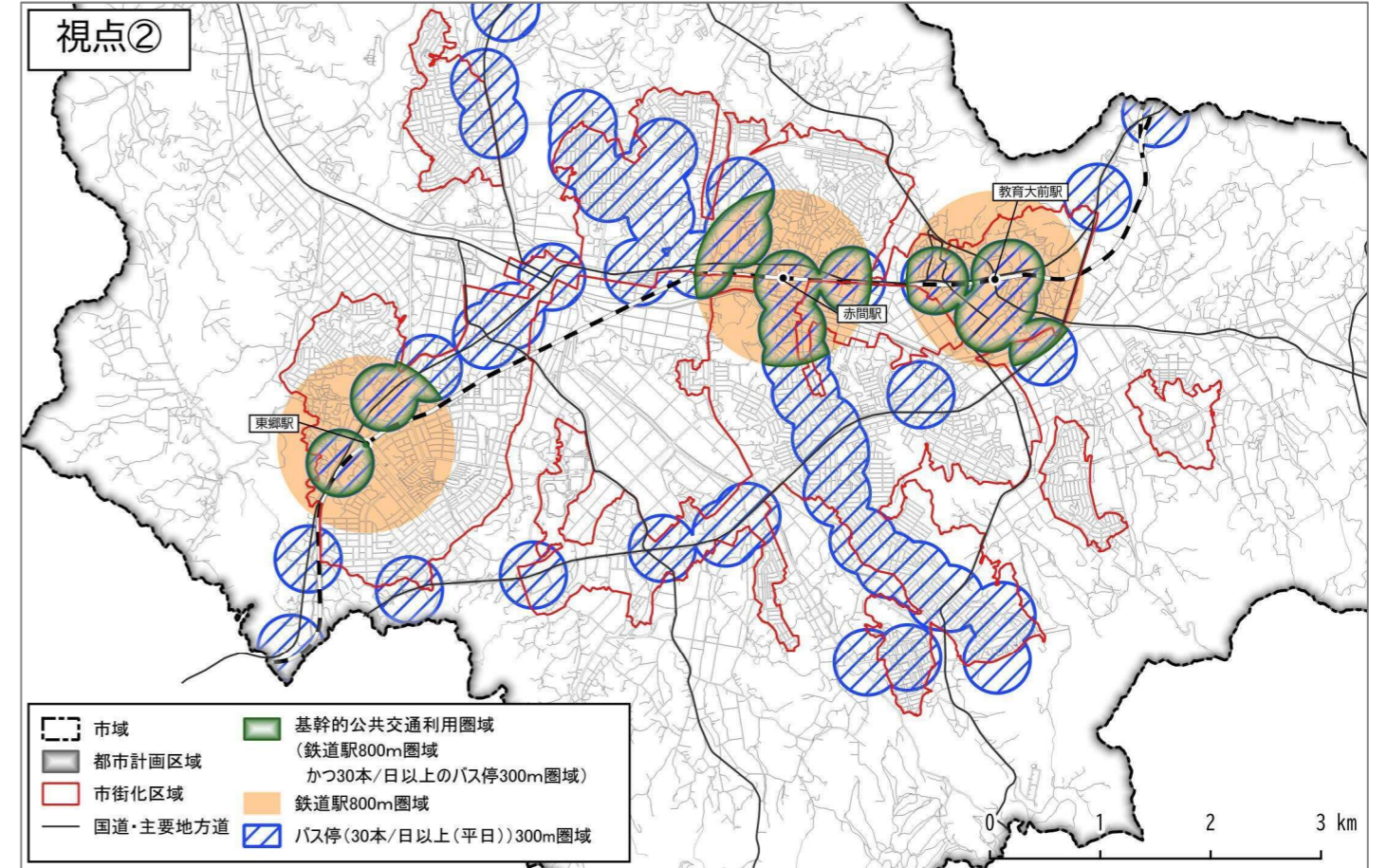
拠点の種類	拠点名称	各拠点における誘導施設の方向性	各拠点における誘導施設の設定方針						誘導施設の設定								
			商業機能	医療機能	金融	子育て	行政	教育・文化	商業機能	医療機能	金融	子育て	行政	教育・文化			
									売り場面積が3,000㎡以上の商業施設	病院 (内科または外科を有するもの)	銀行、信用金庫	子育て支援センター	庁舎(国、市)、市の施策として立地の方向性が示された施設	県立中学校、高等学校、大学、学術研究機関、文化ホール、体育館、基幹図書館			
中心拠点	赤間駅周辺	J R赤間駅周辺は、中心拠点として既に都市機能の集積が進み、公共交通のアクセス性も高い地域であり、他拠点からの都市機能利用が考えられるため、様々な都市機能の充実を目指します。また、都市機能及び公共交通の充実していることから、高齢者など交通弱者の居住に適しているため、併せてまちなか居住の推進が考えられます。	中心拠点と拠点は、交通アクセス性の高さや都市機能の集積度合いの高さから、将来に渡って全ての機能を誘導することとします。						●	●	●	●	●	●			
拠点	東郷駅周辺	J R東郷駅周辺は、既に都市機能の集積が進み、公共交通のアクセス性も高い地域であり、他拠点からの都市機能利用が考えられるため、分布の少ない都市機能だけでなく様々な都市機能の充実を目指します。							●	●	●	●	●	●	●	●	●
	市役所周辺	市役所周辺は、既に都市機能の集積が進み、公共交通のアクセス性も高い地域であり、他拠点からの都市機能利用が考えられるため、既にある商業施設や病院の継続的な充実と併せて、様々な都市機能の充実を目指します。							●	●	●	●	●	●	●	●	●
地域拠点 (市街化区域)	教育大前周辺	J R教育大前駅周辺は、地域住民や大学生のニーズに対応する都市機能が充実したまちづくりを目指します。既にある商業施設に関しては、引き続き充実を目指します。	地域拠点については、多くの世代が日常生活に最低限必要となる商業、医療、金融について誘導を行います。	行政、子育て、教育・文化機能については、市の施策に基づき適宜誘導を図ることとします。	●	●	●	△	△	●							
	光岡交差点周辺	光岡交差点周辺は、国道3号によるアクセス性が高く、他の拠点からの都市機能利用を考慮し、既に立地している商業施設や病院は今後も継続的に充実を目指します。また、原町の歴史的な街なみ景観と調和するまちとします。			●	●	●	△	△	△							
	自由ヶ丘3丁目	自由ヶ丘3丁目交差点周辺は、既に都市機能の集積が進み、中心拠点に繋がる幹線道路と国道3号の交差する交通結節点であるため、他の拠点からの都市機能利用が考えられます。そのため医療機能(病院)については、J R赤間駅周辺への他拠点からの利用集中を分担する目的で誘導施設に設定します。			●	●	●	△	△	△							
特定機能広域連携拠点	宗像ユリックス周辺	特定機能広域連携拠点として、市内外の利用が考えられる施設を誘導します。特定機能広域連携拠点は、市全域や近隣市町などを対象とした拠点設定をしているため、近隣居住者に対する日常生活サービス施設機能の誘導は行いません。	—	—	—	●	△	●									

参考: 都市機能誘導区域設定の各視点における検証データ

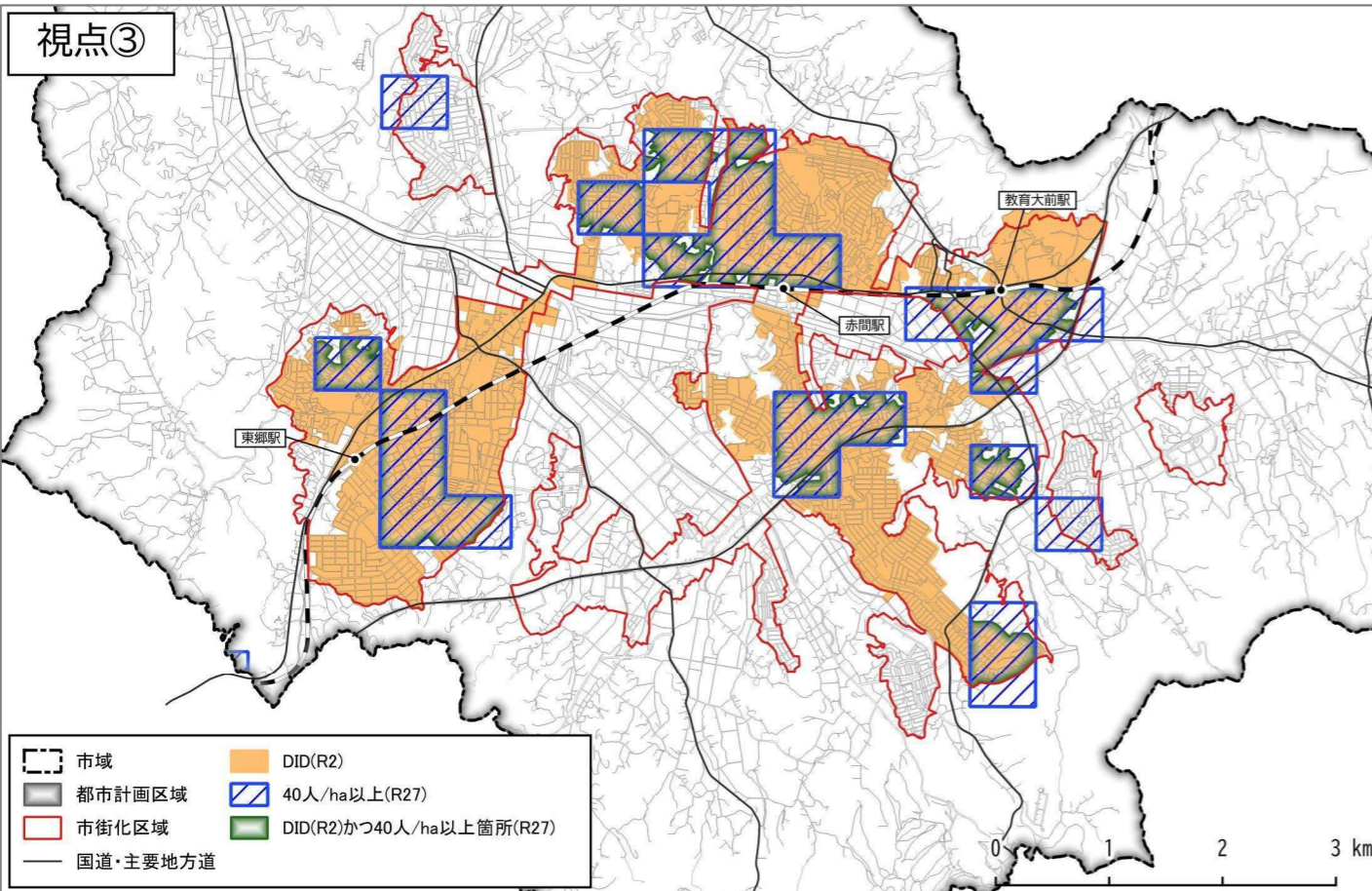
視点①



視点②



視点③



視点④

